

入札説明書

筑紫野市が発注する起工第12号二日市中学校校舎改築電気設備工事に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

- 1 公告日 平成22年6月8日
- 2 発注者 筑紫野市長 平原 四郎
- 3 担当課 〒818-8686 福岡県筑紫野市二日市西一丁目1番1号
筑紫野市総務部管財課契約担当
TEL 092-923-1111(内243)

4 工事内容等

- (1) 工事名 起工第12号二日市中学校校舎改築電気設備工事
- (2) 工事場所 筑紫野市紫一丁目6番1号
- (3) 工事概要 構造及び階数 鉄筋コンクリート造 4階建て

・高さ	22.68m	
・延べ床面積	6,050㎡	
・建築面積	2,093㎡	
・普通教室	24室	
・特別支援室	3室	
・図書室	1室	
・多目的ホール	1室	
・学習室	6室	
・職員室	1室	
・校長室	1室	
・事務室	1室	他

電気設備工事

・電灯設備	一式	
・動力設備	一式	
・構内情報通信網設備	一式	
・音響設備	一式	
・太陽光発電設置設備	一式	他

- (4) 予定工期 契約締結の翌日から平成23年8月12日まで
- (5) 予定価格 161,000,000円(消費税相当額を含む)
- (6) 発注形態 2者による特定建設工事共同企業体

5 入札参加資格(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

- (1) 電気工事(建築電気設備工事)について、筑紫野市競争入札参加資格及び手続等に関する規程(平成9年筑紫野市規程第8号)に基づき競争入札に参加する資格の認定を受けている者(工事における入札及び契約の過程並びに契約の内容に係る情報の公表に関する要綱(平成14年筑紫野市要綱第19号)様式第1号建設工事業種別・有資格者一覧表(以下「有資格者名簿」という。)登載者)

6 入札参加条件(地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資

格をいう。以下同じ。)

平成22年6月8日(火曜日)現在において、次の条件を満たすこと。

なお、落札決定時点においても同条件を満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 筑紫野市指名停止等の措置に関する規則(平成9年筑紫野市規則第17号)に基づく指名停止等の措置期間中でないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(更正手続開始の決定後又は再生手続開始の決定後、手続開始決定日以降の日を審査基準日とする経営事項審査に基づく有資格者名簿の登載者を除く。)
- (4) 当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本面若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
 - ア 設計業務等の受託者とは次に掲げる者である。

株式会社内藤建築事務所九州事務所
代表者 所長 管 忠昭
住 所 福岡市博多区博多駅前一丁目14番16号
 - イ 当該受託者と資本・人事面において関連がある建設業者とは、次のいずれかに該当するものである。
 - (ア) 当該受託者又は建設業者が法人税法上の同族会社であって、一方が他の一方の同族会社の判定基準となる場合における当該建設業者
 - (イ) 当該受託者及び建設業者がいずれも法人税法上の同族会社であって、両者の同族会社の判定基準となる者が重複する場合における当該建設業者
 - (ウ) 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者
- (5) 特定建設工事共同企業体の事務所の所在地が福岡県内であること。
- (6) 電気工事業に関する監理技術者又は主任技術者(ただし、当該技術者は、特定建設工事共同企業体の構成員と雇用関係にある者に限る。)を当該工事に専任で常駐配置できること。
- (7) 特定建設工事共同企業体の構成及び入札参加条件は、筑紫野市公告第155号(平成22年6月8日付)による。

7 入札申込書、仕様書等の配布

- (1) 方 法 筑紫野市のホームページ「一般競争入札(建設工事)の情報」からのダウンロードによる配布とする。

なお、CD-R又は紙による有償配布は行わない。
- (2) 期 間 平成22年6月8日(火曜日)午後1時00分から平成22年7月12日(月曜日)午後5時00分まで
- (3) ダウンロード先のホームページアドレス
http://www.city.chikushino.fukuoka.jp/soumubu/kanzai/ippankyousou_info.html

8 仕様書等に関する質問

- (1) 提出方法 7によりダウンロードした様式「質疑書」により作成し、平成22年6月29日(火曜日)までに電子メールにより送付すること。ただし、電子メールによることが困難な場合は、ファクシミリによることも可とす

る。なお、質問がない場合は、その旨について提出の必要はない。

- (2) 送付先 筑紫野市役所総務部管財課契約担当
電子メール：keiyaku@city.chikushino.fukuoka.jp
FAX番号：092-921-1392
- (3) 回答 平成22年7月5日(月曜日)午後1時から本市公式ホームページにて閲覧に供する。
- (4) 仕様書等の変更等
仕様書等の内容に変更等が生じた場合は、平成22年7月5日(月曜日)午後1時から本市公式ホームページ(7(3))に掲載する。

9 入札手続等

- (1) 入札に参加を希望する者は次の書類を提出すること。
- ア 「一般競争入札参加申込書(様式第2号共同企業体用)」(7によりダウンロードした様式)
なお、企業体代表構成員は、構成企業ごとに作成した本様式及び添付資料を一括して提出すること。
- イ 「入札書(様式第5号)」(7によりダウンロードした様式)
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- ウ 「委任状(特定建設工事共同企業体用)」(7によりダウンロードした様式)
上記委任状の添付書類として特定建設工事共同企業体協定書を1部提出すること。
- エ 「工事費内訳書」(7によりダウンロードした様式)
入札に際し、入札書に記載する入札金額に対応した工事費内訳書を提出すること。(ホッチキス等による紙綴は不要)
- オ 同種の施工実績を確認できる書類
企業体代表構成員は、一般競争入札参加申込書(様式第2号)の「同種の施工実績」欄に記入した工事の施工実績を確認できる書類を提出すること。
なお、同種工事の基準及び同種の施工実績を確認できる書類は次のとおりとする。
- (同種工事の基準)
企業体代表構成員が提出する「同種の施工実績」は、発注機関が国、都道府県又は市町村である1件の請負代金額が4,000万円以上の建築電気設備工事の施工実績(契約締結日が平成12年度以降の元請工事完了実績。ただし、共同企業体実績の場合は出資比率20%以上)とする。
- (施工実績を確認できる書類)
企業体代表構成員は、「同種の施工実績」として記入した工事について次の各号の内容が確認できる書類を提出すること。
- (1) 発注機関が確認できる資料(書類の例示：CORINS、請負契約書、発注機関が発行した履行証明書)
- (2) 工事の内容が建築電気設備工事であることを確認できる資料(書類の例示：CORINS、仕様書・図面)

(3) 工事の規模が1件の請負代金額4,000万円以上であることを確認できる資料(書類の例示: CORINS、請負契約書、発注機関が発行した履行証明書)

(4) 工事の完成が確認できる資料(書類の例示: CORINS、検査済証、発注機関が発行した履行証明書)

上記のCORINSは、財団法人日本建設情報総合センターが発行した登録内容確認書(工事实績)又は工事カルテ受領書(工事カルテの竣工時データ一式を含む。)とする。

施工実績の発注機関が筑紫野市である場合に限り、施工実績を確認できる書類を筑紫野市が発行した「完成認定通知書」の写しとすることができる。

なお、完成認定通知書は一部手書きのため、亡失した場合の再発行はできません。

カ 「配置技術者届出書(様式第3号)」(7によりダウンロードした様式)

企業体代表構成員は、上記オによる同種工事の工事経験(監理技術者、主任技術者又は現場代理人)を有する電気工事業に関する監理技術者を現場に専任で常駐配置できること。

企業体構成員は、電気工事業に関する監理技術者又は主任技術者を現場に専任で常駐配置できること。

配置技術者届出書及びそれに付随する添付書類は、一般競争入札参加申込書の添付資料として、共同企業体の構成企業ごとに作成し提出すること。

なお、本工事に対し、複数の配置を予定する技術者を届け出ることができる。

配置技術者届出書に付随する添付書類は、当該届出書において指定する。

経営事項審査結果通知書の写しの提出は、原則として不要とする。ただし、申込者に関しての経営事項審査結果通知書の内容が、財団法人日本建設情報総合センター「経営事項審査結果の公表」のホームページにおいて閲覧できない場合は、契約締結時期(平成22年9月上旬)に有効な経営事項審査結果通知書の写しを提出すること。

(2) 提出期限 平成22年7月12日(月曜日)まで

(3) 提出方法

封筒を内封筒と外封筒の2種類を準備すること。(外封筒はA4サイズの書類を折り曲げずに入れることができるもの。)

内封筒には上記(1)イの入札書及び(1)エの工事費内訳書を封入後に必ずのり付けし、おもて面に工事名、共同企業体名及び登録番号を記入すること。(縦書き、横書き不問)

なお、入札書及び工事費内訳書は折り曲げても構わない。

外封筒には 以外の書類と入札書及び工事費内訳書の入った内封筒(上記)を入れる。

7によりダウンロードした「封筒貼付用宛名用紙」を外封筒おもて面に貼付し、一般書留又は簡易書留で郵便事業株式会社筑紫野支店に提出期限までに到着するように送付する。

10 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金については、次のとおりとする。

(1) 入札保証金は、免除する。

- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上を要するものとする。ただし、筑紫野市契約規則（平成4年筑紫野市規則第10号）第34条第1項の各号に掲げる要件に該当することとなった場合には、これを免除することができる。

11 入札の辞退

入札に参加を希望し、関係書類の提出期限（9(2)）後に入札を辞退する場合は、当該入札の開札を開始する時刻の前までに7によりダウンロードした様式「入札辞退届」を筑紫野市総務部管財課契約担当に提出すること。

12 開札

- (1) 開札日時 平成22年7月15日（木曜日）午後2時00分
(2) 場 所 筑紫野市役所第1別館第4会議室(入札室)
(3) 開札には入札参加希望者の中から2者を立会人として指名し開札日に出席を求める。立会人には社員証等の提示を求めることがある。
(4) 立会人が出席できない場合は、業務に関係のない市の職員を立ち合わせる。

13 落札候補者の決定

- (1) 開札後、予定価格の範囲内において、有効な入札を行った者を落札候補者とし、入札金額の最も低い者から競争入札参加資格審査を行う順位を決定する。
(2) 落札候補者となるべき金額の入札者が2人以上あるときは、くじにより競争入札参加資格審査を行う順位を決定する。なお、くじは業務に関係のない市の職員が行う。
(3) 落札候補者に対して審査順位が上位の者から競争入札参加資格審査を行う。なお、審査順位上位の者が当該競争入札の参加資格を有すると認められた場合は、審査順位次順位以下の者の競争入札参加資格審査を行わない。

14 調査基準価格

筑紫野市指名競争入札事務処理要綱（平成4年筑紫野市要綱第3号）第12条に規定する調査基準価格を設定し、同要綱第13条における低入札価格調査制度を適用する。

15 落札者の決定

- (1) 落札については、競争入札参加資格審査委員会において当該落札候補者の審査を行い、当該競争入札の参加資格を有すると認められた者を落札者と決定する。
(2) 落札者に対しては、落札決定の旨を電話等により通知する。
(3) 競争入札参加資格審査委員会における審査の結果、当該競争入札の参加資格がないと認めた者に対しては、書面により通知する。

16 競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 当該競争入札の参加資格がないと認められた者は、市長に対して、当該競争入札の参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面(様式は任意)により説明を求めることができる。

ア 提出期限：平成22年8月13日（金曜日）午後5時まで

イ 提出場所：筑紫野市総務部管財課契約担当

ウ 提出方法：書面は、持参することにより提出するものとし、郵送及び電送によるものは受け付けない。

- (2) 市長は、説明を求められたときは、平成22年8月20日（金曜日）までに説明を求めた者に書面により回答する。

17 契約書作成の要否

契約書の作成を要する。

18 支払条件

前金払 40%

部分払 無

19 その他

- (1) 契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、別冊の筑紫野市入札心得書及び別冊の契約書案を熟読し、入札心得を遵守すること。
- (3) 第9項第1号に定める申込書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止規則に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) 落札決定後、第9項第1号カに定める配置予定技術者が、CORINS等により監理技術者の専任制違反となる事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。なお、病気・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないものとして承認された場合のほかは、技術資料の差し替えは認められない。
- (5) 対象工事の契約締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年筑紫野町条例第2号）第2条の規定に基づき筑紫野市議会の議決を要するため、落札者と停止条件付仮契約を締結する。